

募集要領

1. 件名 道後温泉本館貸切休憩室お茶菓子納入業務
2. 概要及び目的
松山市の観光のシンボルである道後温泉本館は令和6年7月11日(木)から全館営業を再開する。また、全館営業再開にあわせて、新たに貸切休憩室2室の営業を開始する。同室では、利用者にお茶菓子を提供する予定であり、この要領はお茶菓子の安定的な供給と、国の重要文化財に指定された本館、そして、同室の雰囲気や風情にあったお茶菓子を提供することを目的とし、民間の優れた創造力・技術力・経験等を活用するため、複数の業者から企画提案を求めるものである。
3. 業務内容 仕様書(別紙1)のとおり
4. 履行期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
※契約締結日は令和6年4月上旬を予定しているが、お茶菓子の初回の納品は、全館営業再開日となる令和6年7月11日(木)の数日前を予定している。
※状況により、契約を延長する可能性もある。
5. 履行場所 道後温泉本館
6. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
※ただし、契約者は道後温泉事業施設の指定管理者(以下、指定管理者)となる。
7. 提案限度価格 利用者1人への提供分60円(消費税及び地方消費税を含まない。)
※年間約2万人分の提供を見込むが、これを保障するものではない。
※個包装、配送(納品)にかかる経費を含む
※菓子切、黒文字等の経費は含まない
8. 参加資格要件
本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること
(1) 法人格を有している者であること。
(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
(4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
(5) 当該委託業務に類似する業務を1年以上営んでいること。
(6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。)
若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。))を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
(7) 松山市から入札参加資格停止または入札参加制限の措置を受けている者でないこと。
9. 募集要領等の配布
(1) 期間 令和6年1月16日(火)から令和6年3月15日(金)まで
(2) 場所 松山市道後湯之町4-30 松山市役所 産業経済部 道後温泉事務所

- (3) 方法 配布場所で直接受取る。又は松山市ホームページよりダウンロードすること。
ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>
※配布時間は9時～17時（土日、祝日を除く。）

10. 評価基準 評価基準書（別紙2）のとおり

11. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき、提案書、プレゼンテーション、ヒアリング等の審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。
ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

12. 選考委員会の構成

選考委員会は市職員5名で構成する。なお、外部の有識者を置き、意見を求めるものとする。

13. 事務説明会の開催

事務説明会（以下、「説明会」という。）を下記のとおり行う予定としている。説明会において、貸切休憩室の内覧を行うほか、具体的に説明する内容もあるため、申請を予定している団体は出来る限り参加すること。なお、参加を希望する場合は「様式7 事務説明会参加申込書」に必要事項を記入し、**電子メールにより令和6年1月26日（金）17時までに提出すること（参加人数は1事業者最大3名まで）**。また、電子メールのタイトルを「【会社名】事務説明会参加申込（道後温泉本館貸切休憩室お茶菓子納入業務）」とし、電子メールを送信した後に、道後温泉事務所（089-921-5141）まで送信した旨の電話をすること。**参加者が多数の場合は下記日時等を変更する場合があります。**

※説明会当日は募集要領等関係資料を持参すること（市では準備しない）。

- (1) 日時 令和6年2月2日（金） 10時00分～（予定）
- (2) 場所 道後温泉椿の湯、道後温泉本館貸切休憩室 ※詳細は別途通知します

14. 募集要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間 令和6年1月16日（火）から令和6年2月21日（水）（17時まで）
- (2) 受付方法

様式1に基づき質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAX・口頭等での質問は受付けないものとする。

また、電子メールのタイトルを「【会社名】質問書（道後温泉本館貸切休憩室お茶菓子納入業務）」とし、電子メールを送信した後に、道後温泉事務所（089-921-5141）まで送信した旨の電話をすること。

なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものだけに限り受け付けるものとする。

(3) 回答及び公表

質問者に令和6年2月29日（木）（17時）までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

15. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和6年3月7日（木）17時（必着）
- (2) 提出書類 「17. 提出書類 1～7及びチェックリスト①」の書類を提出すること。

- (3) 提出場所 松山市道後湯之町 4-30
松山市産業経済部道後温泉事務所
- (4) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
※持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く。）

16. 参考見積書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年3月15日（金）17時（必着）
- (2) 提出書類 「17. 提出書類 8～12及びチェックリスト②」の書類を提出すること。
- (3) 提出部数 各11部（正本1部・副本10部）
- (4) 提出場所 松山市道後湯之町4-30 松山市産業経済部道後温泉事務所
- (5) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
※持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く。）

17. 提出書類

次の書類を提出すること。

ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号2～7の書類を不要とする。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書（様式2）	印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	印鑑証明書（原本）	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）
3	履歴事項全部証明書（原本）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）
4	完納証明書（原本） 又は 納税証明書（原本）	次の証明書を添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） ア．松山市で課税がある場合（松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等） 松山市（納税課）が発行する完納証明書 イ．上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 ※松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にすること ※新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予を受けた方は、事前に道後温泉事務所に相談すること。
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本） （未納の税額がないことの証明）その3の3	申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） ※新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予を受けた方は、事前に道後温泉事務所に相談すること。
6	直前2年分の財務諸表類（貸借対照表及び損益計算書の写し）	
7	経営状況等調査表（様式3）	
8	会社概要（様式4）	
9	業務執行体制（様式5）	
10	参考見積書（様式6）	A4版、縦型、片面横書きとする。 公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
11	企画提案書	A4版、縦型、片面横書きとする。 試作品に個包装がされていない場合、個包装のイメージを分かりやすく記載すること
12	お茶菓子（試作品）の写真等	別紙1「仕様書」に基づき試作品を制作し、試作品の写真等を提出すること（複数枚可）。商品や包装のイメージがわかるものとする。
*	チェックリスト	提出書類をチェックすること。提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

18. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 実施日時 令和6年3月下旬～4月上旬（詳細な日時は別途通知する。）
- (2) 実施場所 参加者に別途通知する
- (3) 実施時間 1者につき30分程度
プレゼンテーション15分、試食5分、ヒアリング10分程度
- (4) 出席者 ①1者につき4名までとする。
②業務責任者、お茶菓子製造責任者となる予定の者は原則、出席すること。
業務責任者とお茶菓子製造責任者を1人が兼ねることも可とする。
- (5) 留意事項 プレゼンテーションは、提出した企画提案書、試作品等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、プロジェクター・スクリーンは市、その他のパソコン等は参加者が用意すること。
審査当日に、選考委員等の試食用として、納入するお茶菓子のサンプルを用意すること。菓子皿は松山市が用意するが、菓子切や黒文字等は参加者が用意すること。用意する個数は上記審査会詳細と合わせて別途通知する。

19. スケジュール

- (1) 実施手続きの開始・公表 令和6年1月16日（火）
- (2) 募集要領等に関する質問の受付 令和6年1月16日（火）
～令和6年2月21日（水）
- (3) 事務説明会 令和6年2月2日（金）
- (4) 募集要領等に関する質問の回答・公表 令和6年2月29日（木）
- (5) 参加表明書の提出締切り 令和6年3月7日（木）
- (6) 応募業者数等の公表 令和6年3月8日（金）
- (7) 参考見積書等の提出の締切り 令和6年3月15日（金）
- (8) ヒアリング審査 令和6年3月下旬
～令和6年4月上旬（予定）
- (9) 特定・非特定結果の通知・公表 令和6年4月上旬（予定）
- (10) 契約締結・公表 令和6年4月上旬（予定）

20. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合

21. 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 「7 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

22. 留意事項

- (1) 試作品の製作にかかる費用を含む本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。

- (4) 採用された成果物等の著作権は松山市と協議することとする。
- (5) 提出された成果物等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された成果物等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 本プロポーザルの参加を辞退した者について、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを行わない。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (10) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないように配慮する。ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りでない。

23. 事務局

〒790-8571 松山市道後湯之町 4-30 松山市産業経済部道後温泉事務所

TEL : 089-921-5141

FAX : 089-934-3415

メールアドレス : dogojimu@city.matsuyama.ehime.jp